

掛川市条例第18号

掛川市営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月27日

掛川市長

(別紙)

掛川市営住宅管理条例の一部を改正する条例

掛川市営住宅管理条例（平成17年掛川市条例第144号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(定義) 第2条（略）	(定義) 第2条（略） <u>（市営住宅等の整備基準）</u>
(市営住宅の設置) 第3条（略）	<u>第2条の2 法第5条第1項及び第2項の条例で定める市営住宅及び共同施設の整備基準は、公営住宅等整備基準（平成10年建設省令第8号）に規定する基準とする。</u> (市営住宅の設置) 第3条（略）

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。